

安全で快適な葉山海水浴場の確保に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、海岸区域に隣接して住宅が密集する葉山の海岸の地域的な特性を考慮し、開設期間中の葉山海水浴場の利用に関して事業者、利用者及び本町の責務を明らかにすることにより、安全で快適な葉山海水浴場を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 葉山海水浴場 町が神奈川県水浴場等に関する条例（昭和34年神奈川県条例第4号）第6条第1項の規定による許可を受けて葉山の海岸に開設する森戸海岸、一色海岸及び長者ヶ崎・大浜海岸の水浴場をいう。
- (2) 事業者 開設期間中の葉山海水浴場において、海の家経営その他の事業活動を行うすべての者をいう。
- (3) 利用者 開設期間中の葉山海水浴場を利用する者であって、事業者以外のものをいう。
- (4) 関係機関等 葉山海水浴場の開設に関係する行政機関及び団体をいう。

（事業者の責務）

第3条 事業者は、安全で快適な葉山海水浴場の確保及び近隣住民の生活環境の保全のため、開設期間中の葉山海水浴場において、町及び関係機関等との協議により、葉山海水浴場の利用及び運営に関して定めたルール（以下「ルール」という。）を遵守するとともに、町が実施する施策に協力しなければならない。

（利用者の責務）

第4条 利用者は、他の利用者の妨げとならないよう配慮して葉山の海岸を利用するとともに、葉山の海岸の美化その他の良好な環境の保全に努め、ルールを遵守しなければならない。

- 2 利用者は、近隣の住民生活に配慮し、近隣住民に迷惑となる行為を慎まなければならない。

（町の責務）

第5条 町は、安全で快適な葉山海水浴場の確保のため、関係機関及び関係団体との協力体制の確立、ルールの周知徹底並びに事業者に対する意識の啓発に努め、葉山海水浴場を良好な状態において管理し、設置目的に応じた運営をしなければならない。

- 2 ルールの策定及び改訂に当たっては、町及び関係機関等との協議において、町民の意見を尊重し、反映するよう努めなければならない。

(指導及び勧告)

第 6 条 町長は、第 3 条の規定に違反した事業者について、必要な指導又は勧告をすることができる。当該指導又は勧告に従わないときは、町長は、是正のために必要な措置を講じることができる。

2 町長は、第 4 条の規定に違反した利用者に対して、必要な指導をすることができる。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。